

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	今徳地区 (今徳)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第 2 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地は集落内にある圃場整備を受けた農地で構成されている。現状は 2 者の担い手におよそ 9 割の農地が集積されている。そのうちの大半を担い手 1 者が受け持っていることから集約も進んでいる状況である。

一部の農地を個人農家が営農しており、彼らの将来的な離農に備え、担い手への集積を検討していくように調整が必要である。

獣害被害も多く、既存の柵では対処できていないことから、既存よりも強力な対策が必要である。

水路等については、一部の農家で維持管理を行っており、相当な負担となっている。

また、当地区は 7 つのため池があり、修理改善が必要な状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻が中心であるが担い手による小麦、大豆の作付けも行っている。

多くの農地で担い手への集積、集約化が進んでいるので、一部にある個人の農地についても将来的な離農に備え、地域と担い手との体制構築を検討していく。

また、併せてため池や農道、水路等の維持管理等については地区の保全会と担い手との連携を検討したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
既存担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借が発生した際は、担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存担い手への集約化を進めるが、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合、新たに地区外の担い手確保等の検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率の向上に貢献できるものは取入れを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

① 近年獣害被害が多発しており、既存に設置している獣害柵の保守や強化が必要。特に鹿や猿に対しては既存の柵では対応できないこともあり、これらの対策を検討する必要がある。

③ 作業効率化を図れる設備投資については、助成等の活用も視野に取り入れられるものを検討していく。

⑦ 保全管理については一部の農家のみが維持管理を行っている。農家も高齢であることから、将来の離脱に備えて地区や農業者で取り組む仕組みを構築する必要がある。